

議案第 31 号

三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例

三田市総合福祉保健センター条例（平成7年三田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 権利擁護・成年後見支援センター

第3条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 権利擁護・成年後見支援及び生活困窮者の自立支援に関すること。

第3条の2第1項ただし書中「及び障害者就業支援センター」を「、障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センター」に、「午後5時15分」を「午後5時30分」に改める。

第3条の3第1項の表保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター及び障害者就業支援センターの項中「及び障害者就業支援センター」を「、障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センター」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。